

第82期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）

午前10時（受付開始:午前9時）

開催場所

静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号

中島屋グランドホテル 4階 カトリア

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面(郵送)およびインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時40分まで

株主各位

証券コード 7292

2025年6月9日

静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5

株式会社村上開明堂

代表取締役社長 村上 太郎

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.murakami-kaimeido.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、「第82期 定時株主総会」をご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7292/tei/ji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「村上開明堂」または「コード」に当社証券コード「7292」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

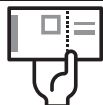


なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙をご持参のうえ、株主総会会場受付へご提出ください。

インターネットにより
議決権を行使していただく場合



議決権行使サイトにアクセスしていただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時40分までに賛否をご入力ください。

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2025年6月25日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時 （受付開始:午前9時）
2 場 所	静岡県静岡市葵区紺屋町 3 番10号 中島屋グランドホテル 4 階 カトレア （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 基準日までに書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており、前記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

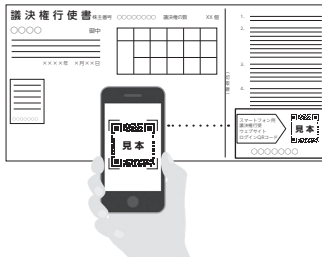
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

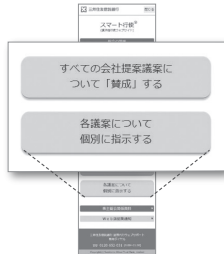
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

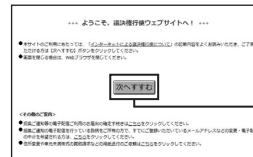
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

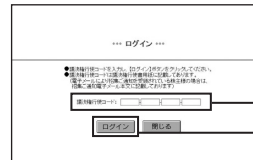
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

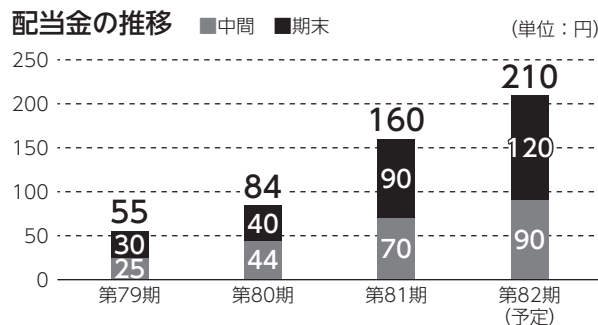
当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としながら、当社グループを取り巻く経営環境や業績及び配当性向等を総合的に勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに
関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 120円
総額 1,389,139,920円 |

なお、当社は中間配当として当社普通株式1株につき90円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき210円となります。

- | | |
|--------------------|------------|
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年6月27日 |
|--------------------|------------|

<ご参考>



第2号議案

取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役11名が任期満了となります。
つきましては、2名が退任し、新たに経営体制の強化を図るため1名を候補者として加え、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	むらかみ たろう 村上 太郎	代表取締役 取締役社長	再 任
2	は せ がわ たけし 長谷川 猛	専務取締役	再 任
3	かす や あつし 糟谷 篤	常務取締役	再 任
4	ひらさわ まさひで 平沢 方秀	取締役	再 任
5	まつ だ ひろあき 松田 裕昭	取締役	再 任
6	しまむら まさひろ 島村 昌宏	取締役	再 任
7	まえ だ けん た 前田 健太	常務執行役員	新 任
8	ちからいし こういち 力石 晃一	取締役	再 任 社 外 独 立
9	あし わ ゆ み こ 足羽 由美子	取締役	再 任 社 外 独 立
10	ご とう やす お 後藤 康雄	取締役	再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

新 任

新任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

むら か み た ろ う
村上 太郎

再任

生年月日

1958年7月10日

所有する当社の株式数

1,456,535株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 11月	当社入社	2005年 5月	当社社長補佐
1989年 6月	当社取締役		兼情報システム部長
1996年 7月	当社建材事業部副事業部長	2005年 6月	当社代表取締役副社長
2001年 7月	当社ミラーシステム事業部 副事業部長	2008年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2002年 6月	当社専務取締役 当社社長補佐兼企画室長 兼Murakami Manufacturing U. S. A. Inc. 会長兼C.E.O.		

取締役候補者とした理由

候補者は豊富な経験と幅広い見識を有し、2008年6月より当社の代表取締役社長を務めており、当社における企業価値の更なる向上を推進するために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

は せ が わ た け し
長谷川 猛

再任

生年月日

1959年2月4日

所有する当社の株式数

8,130株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2020年 4月	当社経営企画本部長
2009年 3月	当社経理部長		当社同本部経理部長
2012年 6月	当社執行役員 当社管理本部経営管理部長	2020年 6月	当社常務取締役
	株式会社村上開明堂ビジネス サービス代表取締役社長	2022年 4月	当社経営企画本部所管
2013年 2月		2024年 4月	当社経理財務本部長 兼同本部経理財務部長 兼知財法務リスク管理本部所管 兼コーポレート本部所管 兼北米・欧州所管
2015年 4月	当社常務執行役員		
2016年 4月	当社管理本部経営管理部担当		
2017年 6月	当社取締役		
2017年10月	当社管理本部副本部長	2024年 6月	当社専務取締役（現任） 当社経理財務本部長 兼同本部経理財務部長 兼知財法務リスク管理本部所管 兼北米・欧州所管（現任）
2018年 2月	当社管理本部長 兼経理部長		

取締役候補者とした理由

候補者は経理財務部門の業務を担当するなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

かすや あつし
糟谷 篤

再任

生年月日

1966年3月29日

所有する当社の株式数

1,971株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2018年 4月	当社ミラーシステム事業部 MPS推進部担当
2009年 3月	当社ミラーシステム事業部 業務部長	2018年12月	当社ミラーシステム事業部業務部長
2010年 4月	嘉興村上汽车配件有限公司 副総経理	2020年 4月	当社常務執行役員 ミラーシステム事業部副事業部長 兼同事業部生産管理部長 兼同事業部品質管理部担当
2013年 2月	当社ミラーシステム事業部調達部長	2020年10月	当社調達本部長 当社経営企画本部 経営企画部担当
2014年 4月	当社ミラーシステム事業部業務部長	2022年 4月	当社経営企画本部長
2015年 4月	当社執行役員 ミラーシステム事業部 生産管理部担当	2023年 6月	当社取締役
2016年 6月	当社ミラーシステム事業部 事業戦略室担当	2024年 4月	当社経営統括本部所管 兼国内関係会社所管 兼中国所管（現任）
2017年 7月	当社事業戦略室長		当社常務取締役（現任）
2018年 2月	当社ミラーシステム事業部 業務部担当	2024年 6月	当社グローバル調達本部長（現任）
		2025年 4月	

取締役候補者とした理由

候補者は経理財務部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ひらさわ まさ ひで
平沢 方秀

再任

生年月日

1958年4月8日

所有する当社の株式数

3,702株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	キヤノン株式会社入社	2021年 4月	当社開発本部長
1998年 1月	同社電子映像22設計室室長	2021年 9月	当社第二開発本部長
2006年 7月	同社DCP第二開発センター 副所長	2021年10月	当社経営企画本部 新規事業戦略室所管
2010年 1月	同社DCP第二開発センター所長	2022年 5月	当社新規事業推進本部長 当社新規事業推進本部 先行開発室長
2016年 1月	同社ICP統括第二開発センター 所長	2024年 4月	当社フューチャーラボ本部長 兼同本部技術マーケティング 部長
2018年 5月	当社入社顧問	2025年 4月	当社新規事業推進本部長 兼同本部 マーケティング戦略部長（現任）
2019年 4月	当社常務執行役員		
2020年 4月	当社第二開発本部長		
2020年 6月	当社取締役（現任）		

取締役候補者とした理由

候補者は新商品の開発部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営及び開発業務の推進を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

まつ だ ひろ あき
松 田 裕 昭

再 任

生年月日

1966年6月23日

所有する当社の株式数

8,328株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社	2020年 4月	当社営業本部長
2011年 4月	株式会社村上開明堂化成社長	2021年 4月	当社常務執行役員
2015年 4月	当社オプトロニクス事業部 副事業部長	2023年 6月	当社取締役（現任）
2016年 4月	当社執行役員 オプトロニクス事業部長	2024年 4月	当社オプトロニクス事業部所管 兼社会イノベーション事業部 所管
2016年10月	兼同事業部オプト生産部長 当社オプトロニクス事業部 オプト営業部長	2025年 4月	当社グローバル営業本部長 兼オプトロニクス事業部所管 （現任）
2019年 7月	当社オプトロニクス事業部 オプト業務部長		

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の営業展開及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

しま むら まさ ひろ
島 村 昌 宏

再 任

生年月日

1962年1月2日

所有する当社の株式数

16,878株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員
2013年 2月	当社管理本部防災安全部長	2019年 5月	当社経営企画本部 事業推進室付理事
2014年 2月	当社管理本部総務人事部長 兼同本部防災安全部長	2020年 4月	当社営業本部 グローバル営業部長
2015年10月	株式会社村上開明堂九州 代表取締役社長	2021年 4月	当社執行役員
2017年 4月	PT.Murakami Delloyd Indonesia 取締役社長	2022年 4月	当社常務執行役員
		2024年 4月	当社コーポレート本部長（現任）
		2024年 6月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者や国内・海外子会社の社長を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

まえだ けんた
前田 健太

新任

生年月日
1966年3月15日
所有する当社の株式数
2,367株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社	2020年 9月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長
2009年 9月	当社ミラーシステム事業部 調達部長		兼同事業部オプト技術室長 兼同事業部オプト生産部長
2011年 2月	当社ミラーシステム事業部 第三製造部長		兼Murakami Germany GmbH 取締役社長
2013年 2月	嘉興村上汽车配件有限公司 総経理	2021年 4月	株式会社エイジー取締役社長
2015年 4月	当社執行役員	2023年 1月	当社経営企画本部経営企画部長
2019年 3月	当社ミラーシステム事業部 グローバル営業部長	2024年 4月	当社常務執行役員（現任） 当社経営統括本部長 兼同本部経営企画部長
2019年 4月	当社ミラーシステム事業部 グローバル営業部長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長		兼Murakami Corporation (Thailand) Ltd. 取締役社長
2020年 4月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長	2025年 4月	当社経営統括本部長 兼同本部経営企画部長（現任）
2020年 7月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長 兼同事業部オプト技術室長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長		

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者や国内・海外子会社の社長を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の営業展開及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

ちから いし こう いち
力石 晃一

再任

社外

独立

生年月日

1957年4月19日

所有する当社の株式数

1,139株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	日本郵船株式会社入社	2019年 6月	同社アドバイザー
2009年 4月	同社経営委員		富士石油株式会社社外監査役
2012年 4月	同社常務経営委員		当社社外取締役（現任）
2012年 6月	同社取締役常務経営委員	2022年 6月	澁澤倉庫株式会社社外取締役（現任）
2013年 4月	同社代表取締役専務経営委員		
2019年 4月	同社取締役	2025年 4月	NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は日本郵船株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏には経営者の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

候補者番号 9

あし わ ゆ み こ
足羽 由美子

再任

社外

独立

生年月日

1959年4月1日

所有する当社の株式数

1,129株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9月	足羽会計事務所入所
1994年12月	税理士登録
2013年 1月	足羽会計事務所所長（現任）
2021年 5月	マックスパリュ東海株式会社社外取締役（現任）
2021年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は税理士として培われた経験を、財務の専門家として当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏には税理士の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

候補者番号

10

ごとうやすお
 後藤康雄

再任
 社外
 独立

生年月日
 1949年2月14日
 所有する当社の株式数
 477株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年 4月 味の素株式会社入社
 1978年 4月 はごろも缶詰株式会社（現はごろもフーズ株式会社）入社
 1980年 2月 同社総務部長
 1983年 6月 同社取締役総務部長
 1985年 6月 同社常務取締役総務部長
 1986年 6月 同社代表取締役社長
 2007年 6月 同社代表取締役会長（現任）
 2008年 2月 公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長（現任）
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）
 株式会社河合楽器製作所
 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者ははごろもフーズ株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 また、同氏には経営者の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 力石晃一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 足羽由美子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 後藤康雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 足羽由美子氏は当社の顧問税理士であります。
7. 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社と力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏の間におきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- 当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者及び監査役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

第2号議案の取締役候補者及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏 名	地 位	独立性	ジェンダー	企業経営	財務会計	マーケ ティング・ グローバル ビジネス	製造技術 研究開発	IT デジタル	法務
村 上 太 郎	代表取締役社長		男性	●	●	●		●	
長 谷 川 猛	専務取締役		男性	●	●				●
糟 谷 篤	常務取締役		男性	●	●				
平 沢 方 秀	取締役		男性			●	●	●	
松 田 裕 昭	取締役		男性	●		●			
島 村 昌 宏	取締役		男性	●		●			
前 田 健 太	常務執行役員		男性	●		●			
力 石 晃 一	社外取締役	○	男性	●	●	●			
足 羽 由 美 子	社外取締役	○	女性	●	●				
後 藤 康 雄	社外取締役	○	男性	●	●	●			
増 井 邦 夫	常勤監査役		男性	●		●	●		
櫻 井 透	社外監査役	○	男性	●	●	●			
興 津 哲 雄	社外監査役	○	男性		●				●

※上表は、個人の有する全ての専門性及び経験を示すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主力事業である自動車業界では、期間の前半では国内自動車メーカーにおいて「認証不正問題」による生産停止が発生するなど影響がありました。

また、原材料価格や労務費上昇などを背景に価格負担の見直し対応も広がり始めました。一方で、各国の長引くインフレや金融引き締め策に伴う消費者の買い控え、EVシフトの広がりによる競争の激化は継続しております。

このような状況の中、当社グループでは全体としてはバックミラーの販売数量は前年並みでした。

日本国内や北米において生じた原材料やエネルギー価格の高騰、賃上げ実施などはコストアップ要因となりましたが、販売価格の見直しなどにより一部の費用の回収が進展しました。

以上の結果、前連結会計年度に比べて増収増益となりました。当連結会計年度の売上高は109,205百万円となりました。

また、営業利益は8,861百万円、経常利益は9,906百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,943百万円となりました。

	第81期 (2024年3月期)	第82期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	104,601	109,205	4,604増	4.4%増
営業利益	8,336	8,861	524増	6.3%増
経常利益	9,316	9,906	590増	6.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,887	5,943	56増	1.0%増

以下、地域別の概況をご報告申し上げます。

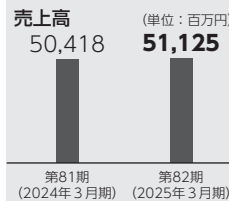
日本

売上高

51,125百万円

(前連結会計年度比1.4%増)

自動車メーカーの「認証不正問題」によるライン停止の影響を受けたものの、主力の自動車用バックミラーの販売数量が増加した結果、売上高は前連結会計年度に比べて706百万円（1.4%）増加し、51,125百万円となりました。営業利益は、売上高増加の影響などにより、2,795百万円となり、前連結会計年度に比べて253百万円（10.0%）の増加となりました。



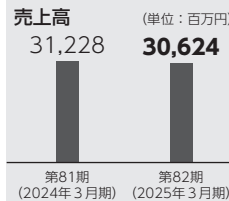
アジア

売上高

30,624百万円

(前連結会計年度比1.9%減)

タイ国内における自動車販売不振、中国国内における日本車の販売不振により、自動車用バックミラーの販売数量が減少した結果、売上高は前連結会計年度に比べて604百万円（1.9%）減少し、30,624百万円となりました。営業利益は、タイ及び中国で売上高が減少したものの、為替換算の影響により、4,169百万円となり、前連結会計年度に比べて37百万円（0.9%）の増加となりました。



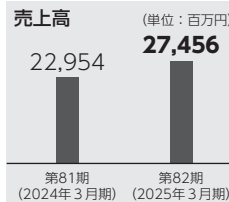
北米

売上高

27,456百万円

(前連結会計年度比19.6%増)

メキシコにおける自動車用バックミラーの販売数量増加と為替換算の影響により、売上高は前連結会計年度に比べて4,501百万円（19.6%）増加し、27,456百万円となりました。営業利益は、売上高増加の影響などにより、1,454百万円となり、前連結会計年度に比べて507百万円（53.5%）の増加となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は4,701百万円となりました。

その地域別内訳は、日本並びに全社（共通）で2,715百万円、アジアで1,007百万円、北米で978百万円であります。

日本では、バックミラー製造拠点において、主に生産性向上のための合理化改善、並びに品質管理、新製品対応の生産準備などの設備投資を実施いたしました。海外では、主に生産準備や生産性向上のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、米国トランプ政権による関税リスクに伴う輸出用車両の生産台数減少や各国の金融引き締め策の影響等により自動車需要の減退が予測されます。

また、地政学的分断によるエネルギーや原材料の継続的な高騰と賃金の大幅な上昇により、今後更に稼ぐ力が低下することが懸念されます。

このような事業環境において当社では、中長期を見据えたサプライチェーン全体の最適化や変化に追随した効率的な事業運営を目指し、収益構造改革を進めてまいります。その一環として本年4月より一部組織変更を行いました。事業環境変化のスピードに合わせ、事業の核となる営業部門及び調達部門を独立させ、専門的且つ横断的にグローバルで舵取りができる体制へ見直しを図りました。

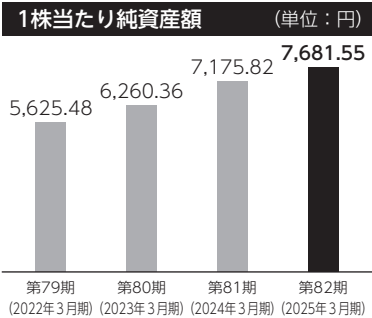
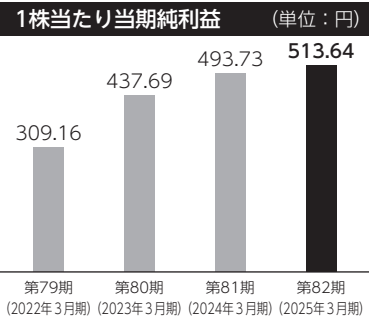
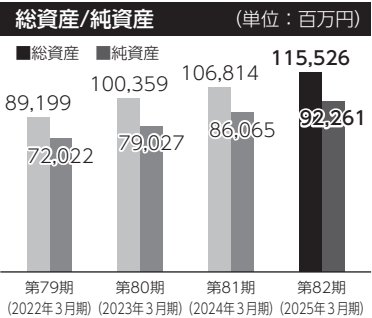
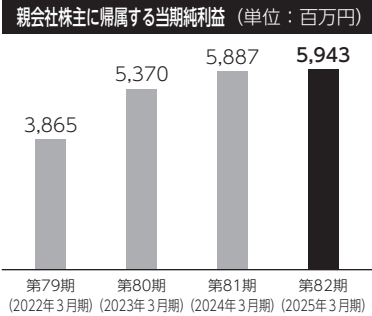
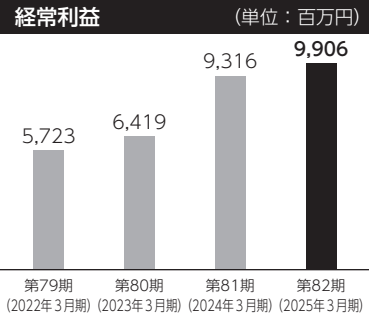
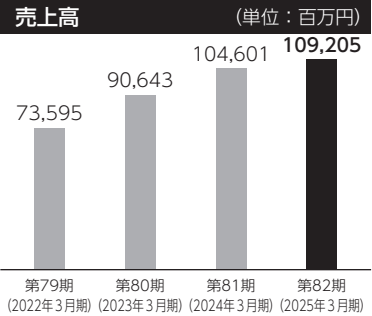
新規事業創出では分散していた開発リソースを集約するとともに、外部技術の積極的な活用や他社との協業・提携なども視野に入れた戦略的な投資を図ってまいります。

当社の優位性を活かした新技術や新製品の早期創出につなげ、新たな事業の柱を創出することで持続的成長を果たしてまいります。

経営基盤強化におきましては、ESGへの取り組み強化を基本とし、経営理念である“人の役に立つ”を実践し、持続的な社会への貢献を図ってまいります。グループ内では、DX推進による意識改革と業務改革を進める上で働き方改革や人財育成への取組みにより一層注力し、全ての社員がいきいきと働ける企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



項 目		第79期 (2022年3月期)	第80期 (2023年3月期)	第81期 (2024年3月期)	第82期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	73,595	90,643	104,601	109,205
経常利益	(百万円)	5,723	6,419	9,316	9,906
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,865	5,370	5,887	5,943
1株当たり当期純利益	(円)	309.16	437.69	493.73	513.64
総資産	(百万円)	89,199	100,359	106,814	115,526
純資産	(百万円)	72,022	79,027	86,065	92,261
1株当たり純資産額	(円)	5,625.48	6,260.36	7,175.82	7,681.55

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社村上開明堂九州	100百万円	100.0	バックミラー製造販売
株式会社村上開明堂化成	20百万円	100.0	樹脂製品卸販売
株式会社エイジー	10百万円	100.0	バックミラー製造販売
株式会社村上エクスプレス	10百万円	100.0	一般貨物自動車運送事業
株式会社村上開明堂東日本	380百万円	84.2	バックミラー・ランプ製造販売
Murakami Manufacturing U. S. A. Inc.	40百万米ドル	100.0	バックミラー製造販売
Murakami Manufacturing Mexico, S. A. de C. V.	532百万ペソ	100.0	バックミラー製造販売
嘉興村上汽车配件有限公司	24百万米ドル	100.0	バックミラー製造販売
佛山村上汽车配件有限公司	10百万元	100.0	バックミラー製造販売
天津村上汽车配件有限公司	10百万元	100.0	バックミラー製造販売
Murakami Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	180百万バーツ	100.0	バックミラー製造販売
MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.	100百万バーツ	51.0	バックミラー製造販売
Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.	39百万バーツ	100.0	金型製造販売
Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	20百万バーツ	100.0	バックミラー設計・生産準備の請負業務
PT. Murakami Delloyd Indonesia	216,053百万ルピア	72.3	バックミラー製造販売

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

地域区分	事業内容
日本	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造販売
アジア	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造販売
北米	自動車用バックミラーの製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称		所在地
本 社		静岡県静岡市
事務所	東京事務所	東京都千代田区
	群馬事務所	群馬県太田市
工場	藤枝工場	静岡県藤枝市
	大井川工場	静岡県藤枝市
	築地工場	静岡県藤枝市

② 子会社

	名 称	所在地
国内	株式会社村上開明堂九州	福岡県朝倉市
	株式会社村上開明堂化成	東京都千代田区
	株式会社エイジー	静岡県藤枝市
	株式会社村上エクスプレス	静岡県焼津市
	株式会社村上開明堂東日本	群馬県太田市
海外	Murakami Manufacturing U. S. A. Inc.	Kentucky U. S. A.
	Murakami Manufacturing Mexico, S. A. de C. V.	Zacatecas Mexico
	嘉興村上汽車配件有限公司	中華人民共和国浙江省
	佛山村上汽車配件有限公司	中華人民共和国広東省
	天津村上汽車配件有限公司	中華人民共和国天津市
	Murakami Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	Ayutthaya Thailand
	MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	Bangkok Thailand
	PT. Murakami Delloyd Indonesia	West Java Indonesia

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
日 本	1,383	+37
ア ジ ア	1,398	−77
北 米	910	+34
全 社 (共 通)	55	−8
合 計	3,746	−14

- (注) 1. 従業員数は就業人数（当企業集団から外部への出向者を除き、外部から当企業集団への出向者を含む）を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の地域に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当社グループの非連結子会社の従業員数5名（全社）及び11名（アジア）は上記表に含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,900,000株
(2) 発行済株式の総数 12,100,000株 (うち自己株式523,834株)
(3) 株主数 8,251名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
株式会社豊英社	1,860	16.0
村上太郎	1,456	12.5
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	703	6.0
株式会社三菱UFJ銀行	582	5.0
立花証券株式会社	482	4.1
株式会社中島屋ホテルズ	460	3.9
株式会社静岡銀行	459	3.9
東京中小企業投資育成株式会社	402	3.4
明治安田生命保険相互会社	347	3.0
スルガ銀行株式会社	337	2.9

(注) 1. 当社は自己株式523,834株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	9,697	8
社外取締役	—	0
監査役	—	0

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4) ①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	村 上 太 郎	
専 務 取 締 役	長谷川 猛	経理財務本部長 兼同本部経理財務部長 兼知財法務リスク管理本部所管 兼北米・欧州所管
常 務 取 締 役	糟 谷 篤	経営統括本部所管 兼国内関係会社所管 兼中国所管
常 務 取 締 役	服 部 有	車載事業部所管
取 締 役	平 沢 方 秀	フューチャラボ本部長 兼同本部技術マーケティング部長
取 締 役	飯 塚 利恵子	品質保証本部長 兼車載ソリューション事業部所管 兼同事業部車載商品企画部長 兼ASEAN統括
取 締 役	松 田 裕 昭	オプトロニクス事業部所管 兼社会イノベーション事業部所管
取 締 役	島 村 昌 宏	コーポレート本部長
取 締 役	力 石 晃 一	澁澤倉庫株式会社社外取締役
取 締 役	足 羽 由美子	足羽会計事務所所長 マックスバリュ東海株式会社社外取締役
取 締 役	後 藤 康 雄	はごろもフーズ株式会社代表取締役会長 株式会社河合楽器製作所社外取締役 公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長
監査役（常勤）	増 井 邦 夫	
監 査 役	櫻 井 透	
監 査 役	興 津 哲 雄	興津哲雄法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井透、興津哲雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄、監査役 櫻井透、興津哲雄の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役 櫻井透氏は、金融機関において役員を歴任する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 島村昌宏氏は、2024年6月25日開催の第81期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

6. 取締役 杉澤達弥、岩崎清悟の両氏は、2024年6月25日付で任期満了により退任いたしました。
 7. 2025年4月1日付にて、下記の通り、取締役の担当及び重要な兼職を変更しております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	糟 谷 篤	グローバル調達本部長 兼経営統括本部所管 兼国内関係会社所管 兼中国所管
取 締 役	平 沢 方 秀	新規事業推進本部長 兼同本部マーケティング戦略部長
取 締 役	飯 塚 利 恵 子	品質保証本部長 兼車載ソリューション事業部所管 兼ASEAN統括
取 締 役	松 田 裕 昭	グローバル営業本部長 兼オプトロニクス事業部所管
取 締 役	力 石 晃 一	NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員 澁澤倉庫株式会社社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	387 (18)	342 (18)	- (-)	- (-)	45 (-)	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	34 (11)	34 (11)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	422 (30)	376 (30)	- (-)	- (-)	45 (-)	16 (6)

- (注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち、社外取締役は1名)を含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「②役員報酬等の方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、同総会終結時までの在任期間を対象とした役員退職慰労金を打ち切り支給することとしました。その支給時期については各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを決議しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は0名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第78回定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年35,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
7. 当社は、2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し8百万円の役員退職慰労金を支給しております。

② 役員報酬等の方針等

当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの答申を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針等の内容は下記のとおりです。

【基本方針】

当社取締役の報酬は、各職責を踏まえたものとし、社外取締役については、監督機能を担うその職務に鑑み、決定しております。

【基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

当社の取締役の基本報酬等は、役位、職責、在任年数に応じた月例の固定報酬と、業績や経済動向、業界動向等を勘案した賞与、株主との価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬で構成しております。

【取締役の個人別の報酬等に関する事項及びその判断の妥当性について】

個人別の報酬等については、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき取締役会の委任を受けた、代表取締役社長 村上太郎が、上記の基本方針に基づき決定しております。当該委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うに適していると判断したためであります。

なお、任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの審議・答申の内容を踏まえて報酬等の額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 力石晃一氏は、澁澤倉庫株式会社の社外取締役であります。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 足羽由美子氏は、足羽会計事務所所長であり、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。なお、足羽会計事務所は当社の取引事務所であります。マックスバリュ東海株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 後藤康雄氏は、はごろもフーズ株式会社の代表取締役会長であり、株式会社河合楽器製作所の社外取締役であり、公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長であります。なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 興津哲雄氏は、興津哲雄法律事務所弁護士であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	力 石 晃 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	足 羽 由美子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	後 藤 康 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

・ 社外監査役

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	櫻 井 透	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づいた発言を行っております。
監 査 役	興 津 哲 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 弁護士としてその豊富な専門知識からの発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	49
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬等の額	—
当社及び当社子会社が当社の会計監査人へ支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「村上開明堂グループ企業行動憲章」「村上開明堂コンプライアンスポリシー」「村上開明堂コンプライアンス行動規準」を取締役・使用人に周知徹底させ、必要な教育を実施する。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
- ③ グローバル監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役及び監査役に報告する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、使用人等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議資料、経営会議資料、経営戦略会議資料及び各議事録、稟議書等の書類について「文書管理規程」に基づき、保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を徹底するために各部署に必要な諸規程や教育・訓練制度、通報制度等の体制を整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」に従い直ちに対策本部を設置し全社横断的な対応を実施する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程に基づき、執行役員等よりの報告を踏まえ、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに各本部及び事業部ごとの業績目標を明確にし、その進捗状況を定期的に取り締役会で報告させる。
- ③ 重要な経営課題の審議及び意思決定を行う「経営会議」及び「経営戦略会議」を設け、業務執行の迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を整備し、子会社からの報告体制等を定める。
- ② 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社の監査役に報告する。

- ③ 子会社が経営管理の法令に違反した場合、または、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社の取締役は、当社コーポレートサービス部長並びに監査役に報告する。
- ④ グループ内取引は、法令・会計原則・税務その他社会規範に照らし適切なものとし、公平性を保持する。
- ⑤ グローバル監査部は、当社及び当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項

- ① 監査役から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。
当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人は、監査役の指示に基づきその業務を行う。また、当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査役の承諾を得て行う。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、業務執行上の意思決定に関する重要な会議に出席することができる。
- ② 取締役及び使用人等は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、すみやかに当社の監査役に対して報告する。
- ③ 当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定するものとし、会計監査人と適宜協議をする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、決算財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「村上開明堂グループ企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固とした姿勢で対決し、関係遮断を徹底する。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「村上開明堂コンプライアンスポリシー」及び「村上開明堂コンプライアンス行動規準」において反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役・使用人に周知徹底する。社内体制としては、コーポレートサービス部を対応総括部署として、平時より顧問弁護士、企業防衛対策協議会、静岡県警察本部等の外部機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、不当請求防止に関する指導を受ける。

(12) 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備及び運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

① コンプライアンス体制

コンプライアンスの推進を図るべく、「コンプライアンス委員会規程」に基づきコンプライアンス委員会を原則年1回開催し、法令順守について審議しております。当該委員会では、コンプライアンスの推進に関する方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告しております。また、社外を含む通報窓口を設置し、潜在的なリスクの収集に努めております。

② リスク管理体制

「経営危機管理規程」の定めに基づき不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクの識別、分析を行っております。また、「機密管理規程」の定めに基づき、重要機密エリアの設定と重要管理情報の不正使用や外部漏洩を防止し、情報セキュリティ強化のため、「情報セキュリティポリシー」の定めに基づきネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設ける等、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

③ 財務報告体制

財務報告の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。さらに会計監査人は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

④ 職務執行体制

ア 取締役の職務として、当事業年度において取締役会を12回開催し、法令、定款及び取締役会規程の定めに基づき経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

イ 監査役の職務として、当事業年度において監査役会を12回開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行っております。

⑤ 業務監査体制

業務監査部門として、代表取締役直属の組織であるグローバル監査部を設置し、当社及び関係子会社の業務について監査を実施しております。業務監査の結果は、代表取締役社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善指示や提案等の措置を取るとともに、改善状況を確認するためにフォロー監査を実施しております。

⑥ 監査役会体制

監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人と適宜協議をしております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式の大量取得を目的とする買付に対しましては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買収者が出現した場合の具体的な取組みを予め定めるものではありませんが、当社としては株主・投資家から付託された当然の責務として、当社の株式取引や移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等をすみやかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収への対抗措置の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	78,598
現金及び預金	47,576
受取手形及び売掛金	16,588
電子記録債権	1,297
商品及び製品	1,599
仕掛品	1,716
原材料及び貯蔵品	6,459
その他	3,401
貸倒引当金	△40
固 定 資 産	36,927
有形固定資産	26,033
建物及び構築物	9,110
機械装置及び運搬具	6,839
工具、器具及び備品	1,996
土地	6,072
リース資産	197
建設仮勘定	1,817
無形固定資産	1,176
ソフトウェア	220
その他	956
投資その他の資産	9,716
投資有価証券	4,831
投資不動産	1,469
退職給付に係る資産	1,440
繰延税金資産	1,044
その他	930
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	115,526

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	20,029
支払手形及び買掛金	12,129
電子記録債務	860
リース債務	76
未払法人税等	1,016
製品保証引当金	325
賞与引当金	1,194
役員賞与引当金	32
その他	4,393
固 定 負 債	3,235
リース債務	139
繰延税金負債	1,488
退職給付に係る負債	1,182
役員退職慰労引当金	321
資産除去債務	49
その他	52
負 債 合 計	23,264
(純資産の部)	
株 主 資 本	77,026
資 本 金	3,165
資 本 剰 余 金	3,447
利 益 剰 余 金	72,032
自 己 株 式	△1,619
その他の包括利益累計額	11,896
その他有価証券評価差額金	1,945
為 替 換 算 調 整 勘 定	9,303
退職給付に係る調整累計額	647
非支配株主持分	3,338
純 資 産 合 計	92,261
負 債 純 資 産 合 計	115,526

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		109,205
売上原価		91,941
売上総利益		17,263
販売費及び一般管理費		8,402
営業利益		8,861
営業外収益		1,458
受取利息及び配当金	463	
受取地代家賃	147	
その他の	848	
営業外費用		
支払利息	7	413
賃貸費用	36	
その他の	369	
経常利益		9,906
特別利益		61
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	47	
特別損失		111
固定資産処分損	111	
税金等調整前当期純利益		9,857
法人税、住民税及び事業税	2,615	2,939
法人税等調整額	323	
当期純利益		6,918
非支配株主に帰属する当期純利益		974
親会社株主に帰属する当期純利益		5,943

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,165	3,426	68,171	△1,656	73,106
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,082		△2,082
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,943		5,943
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△29		38	8
譲渡制限付株式報酬		50			50
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	20	3,860	37	3,919
当連結会計年度末残高	3,165	3,447	72,032	△1,619	77,026

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,471	6,729	672	9,873	3,085	86,065
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,082
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,943
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						8
譲渡制限付株式報酬						50
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△525	2,573	△24	2,023	253	2,276
当連結会計年度変動額合計	△525	2,573	△24	2,023	253	6,195
当連結会計年度末残高	1,945	9,303	647	11,896	3,338	92,261

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	40,229
現金及び預金	25,215
売掛金	9,435
電子記録債権	1,089
製品	1,041
仕掛品	60
原材料及び貯蔵品	1,940
前払費用	149
未収入金	165
短期貸付金	590
1年内回収予定の長期貸付金	144
その他	398
貸倒引当金	△1
固 定 資 産	28,128
有 形 固 定 資 産	10,212
建物	2,708
構築物	83
機械及び装置	1,746
車両運搬具	21
工具、器具及び備品	958
土地	4,130
建設仮勘定	563
無 形 固 定 資 産	100
ソフトウェア	86
その他	14
投資その他の資産	17,815
投資有価証券	3,696
関係会社株式	7,768
出資金	97
関係会社出資金	2,457
長期貸付金	1,070
投資不動産	1,816
保険積立金	83
前払年金費用	659
繰延税金資産	1
その他	165
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	68,358

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	11,098
買掛金	6,777
電子記録債務	629
未払金	892
未払消費税等	127
未払法人税等	429
未払費用	632
預り金	48
製品保証引当金	238
賞与引当金	895
役員賞与引当金	32
その他	392
固 定 負 債	652
退職給付引当金	231
役員退職慰労引当金	318
資産除去債務	49
その他	52
負 債 合 計	11,750
(純資産の部)	
株 主 資 本	54,662
資 本 金	3,165
資 本 剰 余 金	3,548
資本準備金	3,528
その他資本剰余金	20
利 益 剰 余 金	49,566
利益準備金	202
その他利益剰余金	49,363
固定資産圧縮積立金	40
別途積立金	10,050
繰越利益剰余金	39,273
自 己 株 式	△1,619
評価・換算差額等	1,945
その他有価証券評価差額金	1,945
純 資 産 合 計	56,607
負 債 純 資 産 合 計	68,358

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,752
売上原価		44,896
売上総利益		6,856
販売費及び一般管理費		5,465
営業利益		1,390
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,306	
受取地代家賃	155	
その他	1,650	4,112
営業外費用		
賃貸費用	55	
その他	75	130
経常利益		5,371
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	47	49
特別損失		
固定資産処分損	71	71
税引前当期純利益		5,349
法人税、住民税及び事業税	1,051	
法人税等調整額	△1	1,049
当期純利益		4,299

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								利益剰余金 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
						固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	3,165	3,528	－	3,528	202	40	10,050	37,057	47,350
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△2,082	△2,082
当期純利益								4,299	4,299
自己株式の取得									
自己株式の処分			△29	△29					
譲渡制限付株式報酬			50	50					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	20	20	－	－	－	2,216	2,216
当 期 末 残 高	3,165	3,528	20	3,548	202	40	10,050	39,273	49,566

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,656	52,386	2,471	2,471	54,857
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△2,082			△2,082
当期純利益		4,299			4,299
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	38	8			8
譲渡制限付株式報酬		50			50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	△525	△525	△525
当 期 変 動 額 合 計	37	2,275	△525	△525	1,749
当 期 末 残 高	△1,619	54,662	1,945	1,945	56,607

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 村上開明堂
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 俊行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河原 寛弥

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社村上開明堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 村 上 開 明 堂
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松 浦 俊 行
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	河 原 寛 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統

制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社 村上開明堂 監査役会

常勤監査役 増井邦夫 ㊞

監査役 櫻井透 ㊞

監査役 興津哲雄 ㊞

(注) 社外監査役 櫻井透及び興津哲雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

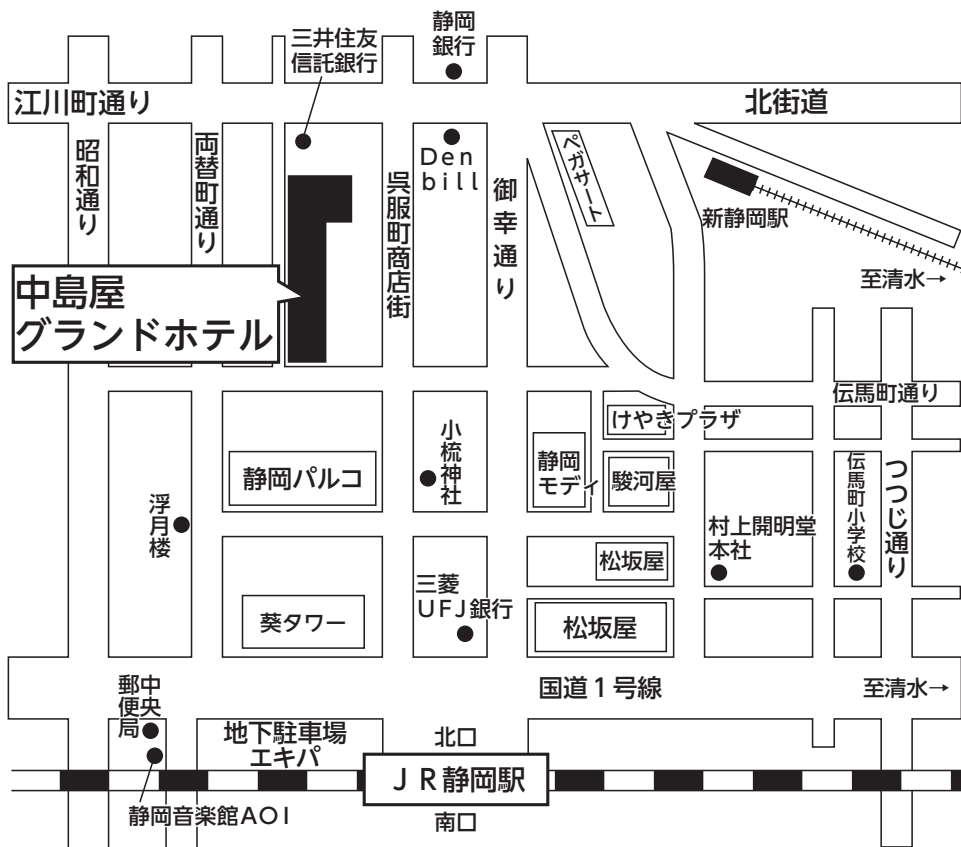
会 場

静岡県静岡市葵区紺屋町 3 番 10 号

中島屋グランドホテル 4 階 カトレア TEL (054) 253-1151

交 通

JR静岡駅北口より徒歩約 5 分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。